



金 沢 市 公 報

第 3 1 1 7 号

令和5年(2023年)7月21日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

| ◎ 目 次 | ページ |
|---------------------------------|-----|
| ● 告 示 | |
| ○自転車等を移動し、保管したことについて (交通政策課) | 1 |
| ○自転車等を撤去し、保管したことについて (") | 2 |
| ○市道の区域の変更について (道路管理課) | 3 |
| ○道路の供用の開始について (") | 3 |
| ○兼用工作物の管理の方法を定めたことについて (") | 3 |

| | |
|--------------------------------------------------|---|
| ● 公 告 | |
| ○土地区画整理事業の換地処分について (市街地再生課) | 4 |
| ● 農 業 委 員 会 告 示 | |
| ○令和5年第7回金沢市農業委員会総会の招集 について (農業委員会事務局) | 4 |
| ● 公 営 企 業 告 示 | |
| ○公共下水道の供用及び終末処理場による下水 の処理の開始について (建 設 課) | 5 |

告 示

●金沢市告示第217号

金沢市自転車等駐車場条例(平成3年条例第1号)第11条第1項(同条例第17条第3項において準用する場合を含む。)の規定により自転車等を移動し、保管したので、金沢市自転車等駐車場条例施行規則(平成3年規則第3号)第7条(同規則第13条において準用する場合を含む。)の規定により次のとおり告示します。

令和5年7月21日

金沢市長 村 山 卓

1 移動し、保管した自転車等が駐車してあった駐車場又は暫定自転車等駐車場の名称

- 金沢市営金沢駅第1自転車駐車場
- 金沢市営金沢駅第2自転車駐車場
- 金沢市営金沢駅第3自転車駐車場
- 金沢市営金沢駅東自転車駐車場
- 金沢市営金沢駅西広場地下自転車駐車場
- 金沢市営西金沢駅東自転車駐車場
- 金沢市営西金沢駅西自転車駐車場
- 金沢市営東金沢駅東自転車駐車場
- 金沢市営東金沢駅西自転車駐車場
- 金沢市営森本駅西自転車駐車場
- 金沢市営額住宅駅前自転車駐車場
- 金沢市営乙丸駅前自転車駐車場
- 金沢市営三ツ屋駅前自転車駐車場
- 金沢市営蚊爪駅前自転車駐車場
- 金沢市営四十万バス停前自転車駐車場
- 金沢市営鳴和バス停前自転車駐車場
- 金沢市営円光寺バス停前自転車駐車場
- 金沢市営若松バス停前自転車駐車場
- 金沢市営柿木島自転車駐車場
- 金沢市営金沢駅西暫定自転車駐車場

2 移動し、保管した自転車等の台数

- 自転車 69台
- 3 自転車等を移動し、保管した日
令和5年6月1日から同月30日まで
- 4 移動し、保管した自転車等の返還を申し出る場所
金沢市二口町二24番地5
公益社団法人金沢市シルバー人材センター
- 5 移動し、保管した自転車等を返還する日時及び場所
日時 令和5年7月22日から同年10月21日まで
午前10時から午後7時まで
場所 金沢市問屋町2丁目95番地
金沢市自転車等保管庫

●金沢市告示第218号

金沢市自転車等の駐車対策及び放置防止に関する条例（平成6年条例第45号）第6条第2項及び第7条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第9条第1項の規定により次のとおり告示します。

令和5年7月21日

金沢市長 村 山 卓

| 撤去し、保管した自転車等を撤去した場所 | 撤去し、保管した自転車等の台数 | |
|---------------------|-----------------|-----|
| 金沢駅前自転車等放置禁止区域 | 自 転 車 | 4 台 |
| 香林坊地区自転車等放置禁止区域 | 自 転 車 | 1 台 |
| 西金沢駅前自転車等放置禁止区域 | 自 転 車 | 2 台 |
| 片町地区自転車等放置禁止区域 | 自 転 車 | 1 台 |
| 竪町地区自転車等放置禁止区域 | 自 転 車 | 1 台 |
| 大額3丁目地内 | 自 転 車 | 1 台 |
| 西泉4丁目地内 | 自 転 車 | 1 台 |
| 片町2丁目地内 | 自 転 車 | 5 台 |
| 西念1丁目地内 | 自 転 車 | 1 台 |
| 大豆田本町地内 | 自 転 車 | 1 台 |
| 上荒屋1丁目地内 | 自 転 車 | 1 台 |
| 広岡3丁目地内 | 自 転 車 | 1 台 |
| 無量寺1丁目地内 | 自 転 車 | 1 台 |
| 出雲町地内 | 自 転 車 | 1 台 |
| 円光寺2丁目地内 | 自 転 車 | 1 台 |
| 北間町地内 | 自 転 車 | 1 台 |
| 北安江2丁目地内 | 自 転 車 | 1 台 |
| 八日市3丁目地内 | 自 転 車 | 1 台 |
| 尾張町2丁目地内 | 自 転 車 | 1 台 |
| 二口町地内 | 自 転 車 | 1 台 |

- 2 撤去し、保管した自転車等を撤去し、保管した日
令和5年6月1日から同月30日まで
- 3 撤去し、保管した自転車等を返還する期間及び場所
- (1) 期 間
令和5年7月22日から令和6年1月21日まで
- (2) 場 所
金沢市問屋町2丁目95番地
金沢市自転車等保管庫

●金沢市告示第219号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり市道の区域を変更します。

なお、その関係図面は、金沢市土木局道路管理課において令和5年7月21日から同年8月4日まで一般の縦覧に供します。

令和5年7月21日

金沢市長 村 山 卓

| 道路の種類 | 路線名 | 区 間 | 新旧の別 | 幅員（m） | 延長（m） |
|-------|---------|-------------|------|-----------|-------|
| 一般市道 | 小坂29号 | 福久町ヲ90番3先から | 旧 | 3.0 ～ 3.6 | 38.5 |
| | 福久町線20号 | 福久町ヲ90番1先まで | 新 | 5.0 ～ 5.1 | 38.5 |
| 一般市道 | 小坂29号 | 福久町ヲ90番1先から | 旧 | 3.4 ～ 4.1 | 38.6 |
| | 福久町線21号 | 福久町ヲ90番1先まで | 新 | 5.0 ～ 6.1 | 38.6 |

●金沢市告示第220号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始します。

なお、その区間を表示した図面は、金沢市土木局道路管理課において令和5年7月21日から同年8月4日まで一般の縦覧に供します。

令和5年7月21日

金沢市長 村 山 卓

| 路線名 | 区 間 | 供用開始日 |
|---------|-------------|-----------|
| 小坂29号 | 福久町ヲ90番3先から | 令和5年7月21日 |
| 福久町線20号 | 福久町ヲ90番1先まで | |
| 小坂29号 | 福久町ヲ90番1先から | 令和5年7月21日 |
| 福久町線21号 | 福久町ヲ90番1先まで | |

●金沢市告示第221号

道路法（昭和27年法律第180号）第20条第1項の規定により、金沢市長である道路管理者（以下「道路管理者」という。）と金沢市公営企業管理者（以下「公営企業管理者」という。）との間において、協議により兼用工作物の管理の方法を定めたので、同条第6項の規定により、当該協議の内容を次のとおり告示します。

令和5年7月21日

金沢市長 村 山 卓

1 兼用工作物

犀川3号末町南線35号の一部と公営企業管理者の水道施設（水道事業用の工作物又はそれらの設置、維持若しくは管理に必要な物をいう。以下同じ。）とが相互に効用を兼ねる部分

2 兼用工作物の位置

犀川3号末町南線35号の一部（末町貳拾貳字14番2、6番2）

3 兼用工作物の管理

- (1) 水道用地（専ら水道事業用の施設の敷設のために必要な土地をいう。）の財産管理については、公営企業管理者が行う。ただし、道路管理者が市道として供用している期間においては、公営企業管理者は、財産の処分をすることができない。
- (2) 兼用工作物の新設（附属物に係るものを含む。）、改築、点検、維持又は修繕は、道路施設（水道施設以外の道路全ての部分で、道路の附属物その他の専ら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）については道路管理者が、水道施設については公営企業管理者が行うものとする。
- (3) 兼用工作物の災害復旧は、専ら道路施設に係る場合は道路管理者が、専ら水道施設に係る場合は公営企業管理者が行い、それ以外の場合は、その都度協議して定めるところにより道路管理者又は公営企業管理者が行うものとする。

4 兼用工作物の管理についての協議

道路管理者又は公営企業管理者は、兼用工作物の管理を行う場合においては、簡易な点検、維持若しくは修繕をするとき又は緊急等やむを得ない事情があつて協議することができないときを除き、あらかじめそれぞれ公営企業管理者又は道路管理者と協議するものとする。

5 兼用工作物の管理に要する費用

兼用工作物の管理に要する費用は、道路管理者が行う兼用工作物の管理に要するものについては道路の管理に要する費用を負担すべき者の負担とし、公営企業管理者が行う兼用工作物の管理に要するものについては水道施設の管理に要する費用を負担すべき者の負担とする。

6 道路の占用等について

道路管理者は、兼用工作物に物件、工作物又は施設を設け、継続して使用するため占用しようとする者に対し、道路法第32条に基づき許可を与える権限を有する。ただし、水道施設に影響を及ぼすおそれがある場合には、あらかじめ公営企業管理者と協議しなければならない。

7 その他

兼用工作物管理協定の実施に関し必要な細目的事項については、道路管理者と公営企業管理者とが協議して定める。

公 告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第3項の規定により、土地区画整理事業の換地処分を行った旨の届出があつたので、同条第4項の規定により、次のとおり公告します。

令和5年7月21日

金沢市長 村 山 卓

1 土地区画整理事業の名称

金沢市第5次安原異業種工業団地土地区画整理事業（2工区）

2 施行者の名称

金沢市

3 換地処分の年月日

令和5年7月3日

4 換地処分の内容

令和5年7月3日付け市再第28号をもって認可した換地計画のとおり

農 業 委 員 会 告 示

●金沢市農業委員会告示第9号

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第27条第1項の規定により令和5年第7回金沢市農業委員会総会を招集し、金沢市農業委員会会議規則（昭和36年農業委員会規則第3号）第3条第1項の規定により次のとおり告示します。

令和5年7月21日

金沢市農業委員会

会長 井 口 栄 市

1 日時

令和5年7月27日午後4時

2 場所

金沢市第二本庁舎 2301会議室

3 議案

- (1) 農地法（昭和27年法律第229号）第3条の規定による許可申請について
- (2) 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について
- (3) 農地法第5条の規定に係る事業計画の変更申請に対する意見決定について

- (4) 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定による金沢市農用地利用集積計画の決定等について
- (5) 農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定による農用地利用集積等促進計画に関する意見決定について
- (6) 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改定について

公 営 企 業 告 示

●金沢市公営企業告示第10号

公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定により、次のとおり告示します。

なお、関係図面は、金沢市企業局建設課において、一般の縦覧に供します。

令和5年7月21日

金沢市公営企業管理者 松 田 滋 人

- 1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日
令和5年8月1日
- 2 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域
今町、大友町及び福久町の各一部
- 3 供用を開始する排水施設の位置
縦覧に供する関係図面において表示する。
- 4 当該公共下水道の終末処理場の位置及び名称
2の区域に係る当該公共下水道の終末処理場の位置及び名称
位置 金沢市湊3丁目5番地8
名称 臨海水質管理センター
- 5 供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別
分流式

令和5年(2023年)7月21日 発行

発行人

発行所

編集 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市

金 沢 市 役 所

(株) 共 栄